

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 26日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県甲府市東光寺一丁目4番10号

氏 名 株式会社早野組
代表取締役社長 早野 正泰

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号055-235-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社早野組
事業場の所在地	山梨県甲府市東光寺一丁目4番10号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	180億円（全社）
③従業員数	280人（全社）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙管理体制図の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】												
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラ陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	計
	排出量	41 t	2 t	13 t	0.3 t	1,273 t	27 t	50 t	20,848 t	635 t	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ○ 当社から発生する廃棄物は、工事請負契約に含まれているものと、施工の過程で副次的に発生するものがある。 ○ 工事請負契約に含まれているものは、基本的に抑制することができないが、工法等の変更を提案し抑制に努めている。 ○ 施工の過程で副次的に発生するものは多種少量のため、多くが混合廃棄物として処理されており、廃棄物の抑制としては梱包材の簡素化、適正な資材発注、分別処理に努めている。													
②計画	【目標】												
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラ陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	計
	排出量	36 t	1 t	11 t	0 t	1,145 t	23 t	45 t	18,763 t	571 t	0 t	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ○ 上記に加え、下記の取組を実施予定。 ○ 不要な梱包材の持込禁止（木くず、廃プラスチック） ○ ユニット化による持込み													

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○ 工事請負契約に含まれているものは、少種多量のためほとんど分別処理されている。 ○ がれき類、木くずは分別処理されている。 ○ 石綿含有廃棄物も、他の廃棄物と混入しないよう確実に分別、保管を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ○ 上記の通り、分別がかなり実施されているので、混合廃棄物を排出しないよう努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項														
①現状	【前年度（令和4年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	廃アルカリ	計
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ○ 特に実施していない。													
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	廃アルカリ	計
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ○ 仕様書等で指示があれば実施する（がれき類）。													
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項														
①現状	【前年度（令和4年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	廃アルカリ	計
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	8,686 t	0 t	0 t	0 t	0 t	8,686 t
(今後実施する予定の取組) ○ 南アルプス市に自社の中間処理施設（がれき類）があるので、現場が運搬可能な地域の場合、自社で中間処理して減量している。														
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	廃アルカリ	計
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	9,550 t	0 t	0 t	0 t	0 t	9,550 t
(今後実施する予定の取組) ○ 南アルプス市に自社の中間処理施設（がれき類）があるので、現場が運搬可能な地域の場合、極力自社で中間処理し、処理量を増やす。														

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項														
①現状	【前年度（令和4年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	計	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ○ 特に実施していない。													
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	計	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ○ 実施予定なし													

産業廃棄物の処理の委託に関する事項														
①現状	【前年度（令和4年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラス陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	計	
	全処理委託量	41 t	2 t	13 t	0.3 t	1,273 t	27 t	50 t	12,162 t	635 t	0 t	0 t	0 t	14,203 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	1.5 t	4.6 t	0 t	602 t	1.8 t	17.6 t	517 t	341 t	0 t	0 t	0 t	1,486 t
	再生利用者への処理委託量	41 t	2 t	13 t	0.3 t	1,273 t	27 t	50 t	12,162 t	635 t	0 t	0 t	0 t	14,203 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組) 委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。														

	【目標】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラ陶類	がれき類	建設系混合廃棄物	繊維くず	廃石綿等	計	
②計画	全処理委託量	36 t	1 t	11 t	0 t	1,145 t	23 t	45 t	9,213 t	571 t	0 t	0 t	0 t	11,045 t
	優良認定処理業者への処理委託量	10 t	1 t	6 t	0 t	700 t	3 t	20 t	1,000 t	400 t	0 ^t	0 ^t	0 t	2,140 t
	再生利用業者への処理委託量	36 t	1 t	11 t	0 t	1,145 t	23 t	45 t	9,213 t	571 t	0 t	0 t	0 t	11,045 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) <input type="radio"/> 可能な限り優良認定処理業者から選定するが、現状認定業者が少ないので多量は困難である。 <input type="radio"/> 再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ処理委託する。 <input type="radio"/> 委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。													
※事務処理欄														

廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者	品質・環境管理責任者(廃棄物担当役員)	
廃棄物担当	品質・環境管理室 組織人数 6名	
品質・環境管理室	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理に関する検討 ○ 廃棄物の発生抑制、再生処理、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 	
役割	品質・環境管理室長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理計画の作成 ○ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認 ○ 産業廃棄物処理委託基本契約の作成 ○ 産業廃棄物処理委託契約書の作成 ○ マニフェスト及び関連記録の保管 ○ 社員、協力会社に対する教育、啓発 ○ その他関係する事項
	作業所長	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物の種類、発生量及び適正処理方法等の特定と、処理業者の選定。 ○ 産業廃棄物処理委託契約書の締結 ○ マニフェストの交付・管理 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○ 監督官庁への各種報告
	営業部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設リサイクル法により、顧客に対し分別解体等に関して文書を交付し説明。

廃棄物管理組織図

